

医療法人 久幸会

指定訪問看護・指定介護予防訪問看護事業

「ニコニコ訪問看護ステーション」運営規程

（事業の目的）

第 1 条 医療法人久幸会（以下「本法人」という。）が設置運営する「ニコニコ訪問看護ステーション」（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護および指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの職員が、介護保険法の理念に基づき、要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように援助することを目的とする。

（運営方針）

第 2 条

1. 本事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても指定訪問看護（指定介護予防訪問看護を含む。以下同じ。）を提供することにより、利用者およびその家族の在宅療養上適切妥当な福祉の向上に資することを基本とする。
2. 本事業は、主治医と連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に依りて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービス提供機関との密接な連携により、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行うものとする。
3. ステーションは、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の事業者に不当に偏する事のないように、公正中立に行うものとする。
4. ステーションは、介護認定の有無を確認し、行われていない場合は申請認定のための必要な援助や認定更新の申請は遅くとも30日前（有効期限満了日60日前から行える）には終了するなど、利用者が法定代理受領サービスを受けられるよう援助する。

（事業所の名称及び所在地）

第 3 条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名 称 ニコニコ訪問看護ステーション
2. 所在地 秋田県秋田市下新城野字琵琶沼124番地1

（職員の職種、員数及び職務内容）

第 4 条 ステーションに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名（常勤・当該事業所の他の職と兼務ができる）
 - （1）管理者は、本法人理事長の命を受けて、職員の管理、業務実施状況の把握等をはじめとする本事業全体の管理、運営を行う。

(2) 管理者は、当該ステーションの職員にこの規程を遵守させるため必要な指揮命令を行う。また、他の職員と計らい、サービスの提供内容や目標を盛り込んだ訪問看護計画書（介護予防訪問看護計画書を含む。以下同じ。）の作成、実施状況の把握、利用申し込みの調整等を行う。

2. 看護職員 3名（うち1名は、管理者を兼務、うち1名は、非常勤勤務）

本事業を円滑に運営し、作成した訪問看護計画書によりサービスを実施するために看護職員を置く。

（営業日及び営業時間）

第 5 条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日

月曜日から土曜日までとする（日・祝日、年末年始12月30日～1月3日を除く）。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。

2. 営業時間

平日 午前8時30分から午後5時00分迄

土曜 午前8時30分から午後12時30分迄

但し、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。

（内容、手続きの説明及び同意）

第 6 条

1. 利用者又は指定居宅介護支援事業者（指定介護予防支援事業者を含む。以下同じ。）は利用申込書及び居宅サービス計画書（介護予防サービス計画書を含む。以下同じ。）を、管理者あてに提出しなければならない。なお、管理者は、利用申込書受理後速やかに可否を決定し、本人又は家族に連絡するものとする。

2. ステーションは、指定訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族等に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。

3. ステーションは、指定訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、訪問看護計画書が利用者の意向を基本として作成されるものであること等につき説明を行い理解を得るものとする。

（指定訪問看護の提供方法）

第 7 条

1. 看護職員は、身分を証する書類を携行し、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときには、これを提示するものとする。

2. ステーションは、指定訪問看護の提供を求められたときには利用者の被保険者証により被保険者資格と要介護認定等の有無、認定区分と要介護認定等の有効期間を確かめる。

3. ステーションは、正当な理由がなく指定訪問看護の提供を拒否してはならない。

4. ステーションは、利用申込者に対し、適切な指定訪問看護を提供することが困難であることを認めた場合には、他の事業者の紹介その他の必要な措置を講じる。

(指定訪問看護の内容)

第 8 条

1. 訪問看護の内容

- (1) 症状・障害・全身状態の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の援助
- (3) 褥瘡の予防、処置
- (4) リハビリテーション
- (5) ターミナルケア、認知症患者の看護
- (6) カテーテル等の管理
- (7) 療養生活や看護・介護方法の家族への助言
- (8) その他在宅療養を継続するために必要な助言

2. 訪問看護計画書の作成

[訪問看護計画書]

- (イ) 管理者は、看護職員とともに居宅サービス計画書に基づき訪問看護計画書の作成に関する業務を行う。

[利用者等への情報提供]

- (ロ) 訪問看護計画書作成開始にあたっては、利用者又はその家族に対し、サービス内容、利用料等の情報を適正に提供し、利用者にサービスの選択を可能とするように支援する。

[利用者の実態把握]

- (ハ) 訪問看護計画書作成にあたって利用者の有している能力、提供を受けているサービス等、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明かにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するために解決すべき課題を把握する。
- (ニ) 前項に定める課題の把握については、利用者及びその家族に面接して行うものとする。

[サービス担当者会議]

- (ホ) サービス担当者会議を開催し、当該訪問看護計画書の内容について、担当者から専門的な見地から意見を求めるものとする。

[利用者の同意]

- (ヘ) 利用者又はその家族に対し、サービスの種類、内容、利用料等について説明し、文書により利用者の同意を得る。

3. サービスの実施状況の継続的な把握、評価

訪問看護計画書作成後においても、利用者及びその家族、他の指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、訪問看護計画書の実施状況の把握及び利用者の課題把握を行い、必要に応じて訪問看護計画書の変更、他の指定居宅サービス事業者等との連絡調整、その他便宜の提供を行う。

（利用料、その他の費用の額）

第 9 条

1. ステーションは、法定代理受領サービスである指定訪問看護に係る利用料については厚生労働大臣が定める基準額のうち利用者負担分（通常1割）の支払いを受ける。
2. ステーションは、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供する際には、利用者又は家族にサービス内容、利用料を説明し文書で同意を得るものとし、利用料については基準額との間に不合理な格差が生じないものとする。
3. 交通費について、第10条に規定する通常の事業の実施地域以外の場合、以下の額を徴収する。
 - ① 片道20kmまで 無料
 - ② 片道20km以上 500円加算
4. 利用者又は家族からの希望により、提供したサービスの合計が居宅サービス利用限度額を超えた場合は、説明のうえ同意を得て、その差額の支払いを受けるものとする。
5. ステーションは、償還払いの利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービス内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。
6. 利用者から利用料の支払いを受ける時は、当該費用の計算の基礎となった項目ごとに記載した、明細書を無償で交付する。

（通常の事業の実施地域）

第10条 ステーションの通常の事業実施地域については、秋田市（旧河辺町・雄和町除く）及び潟上市、井川町、五城目町とする。

（法定代理受領サービスに係る報告）

第11条

1. ステーションは、毎月国保連合会に対し、訪問看護計画書において位置づけられている指定訪問看護のうち法定代理受領サービスに関する情報を記載した文書を提出する。
2. ステーションは、訪問看護計画書に位置付けられている基準該当居宅（介護予防）サービスに係る特例居宅介護（介護予防）サービス費の支給に関する事務に必要な情報を記載した文書を、当該国民健康保険団体連合会に対して提出しなければならない。

（緊急時等における対応方法）

第12条 看護職員等は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に症状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(衛生管理等)

第13条

1. ステーションは、指定訪問看護に使用する備品等の消毒など衛生管理に十分留意するものとする。
2. ステーションは、従事者に対し、伝染病や感染予防等の基礎知識の取得に努めさせるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(秘密保持)

第14条

1. ステーションの職員は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。またその必要な措置を講ずる。
2. ステーションは、従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従事者との雇用契約の内容とする。
3. ステーションは、利用者の個人情報を用いる場合には、利用者の同意、当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第15条

1. 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります
2. 虐待防止のための指針を整備します
3. 従業者に対し虐待防止のための研修を年1回以上、新規採用時に実施します
4. 管理者及び従業者は利用者が虐待を受けている時又は虐待を受けている可能性がある場合は、速やかに市町村へ連絡します
5. 上記(1)から(4)までを適切に実地する為の担当を管理者が行います

(業務継続計画(BCP)の策定に関する事項)

第16条

事業所は、感染症や非常災害時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2. 事業者は従事者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症対策について)

第17条

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に上げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(身体的拘束等の適正化の推進)

第18条

- (1) 利用者または他の利用者等の生命、または身体を保護する為、緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束等を行わない。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(従業者の就業環境の確保について(パワハラ・セクハラ)の防止)

第19条

事業所は適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第20条 ステーションは、提供した指定訪問看護に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置の他必要な措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第21条 本法人は、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わねばならない。

(その他)

第22条

1. ステーションは、本事業の会計とその他の事業の会計と区別し、毎年4月1日から翌年の3月31日の会計期間とする。
2. ステーションの運営規程の概要、職員の勤務体制、サービスの選択に必要な重要事項を見やすい場所に掲示する。
3. ステーションは、設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う。又、訪問看護計画書、サービス担当者会議等の記録、その他の指定居宅サービスの提供に関する記録を整備するとともにその完結の日から2カ年間保存する。

附則

- この運営規程は、平成12年 4月 1日より施行する。
この運営規程は、平成12年 7月 1日より施行する。
この運営規程は、平成16年 9月 1日より施行する。
この運営規程は、平成17年 5月 1日より施行する。
この運営規程は、平成19年 2月 1日より施行する。
この運営規程は、平成19年 4月 1日より施行する。
この運営規程は、平成20年 6月 3日より施行する。
この運営規程は、平成21年 7月 1日より施行する。
この運営規程は、平成22年10月 1日より施行する。
この運営規程は、平成23年12月20日より施行する。
この運営規程は、平成26年10月 1日より施行する。
この運営規程は、平成28年 4月 1日より施行する。
この運営規定は、令和5年 4月 1日より施行する。
この運営規定は、令和6年 6月 1日より施行する。